令和元年三重県議会定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

◎所管事項説明

1	「『令和元年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に
	係る意見」への回答について(防災対策部主担当分) ・・・・・・・ 1
2	みえ県民力ビジョン・第三次行動計画(仮称)中間案について
	(防災対策部主担当分) · · · · · · 2
3,	9月上旬の県北部の記録的大雨への防災対応について・・・・・・8
4	三重県防災対策推進条例の改正について・・・・・・・・ 15
5	三重県職員防災人材育成指針(仮称)骨子案について・・・・・・ 18
6	南海トラフ地震臨時情報への対応について・・・・・・・・・・ 29
7	伊勢湾台風60年防災訓練について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
8	伊勢湾台風60年関連事業について・・・・・・・・・・・・43
9	緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練および近畿府県合同防災
	訓練の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
\cap	寒議会等の寒議状況について・・・・・・・・・・ 5 6

令和元年10月8日 防災対策部

1 「『令和元年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

(防災対策部主担当分)

施策 番号	施策名	主担当 部局名	委員会意見	回答
111	災害から 地域を守 る人づくり	防災対策部		教育委員会事務局職員を学校に派遣して地域と連携した 防災の取組を支援しているところです。地域と連携して防災訓練を実施している県立学校もあり、さらに、県立学校と市町の連携が進むよう取り組んでいきます。
			実際の災害を想定するなど 実効性のある防災訓練が自治 会、自主防災組織等において も行われるように関係市町・ 機関等と連携して取り組まれ たい。	県の防災技術指導員やこれまでに育成したみえ防災コーディネーターが、市町等の要請に基づき、避難訓練等の支援を行っています。引き続き、実効性ある訓練に向けて、市町等と連携して取り組んでいきます。

2 みえ県民カビジョン・第三次行動計画(仮称) 中間案について(防災対策部主担当分)

施策 111 災害から地域を守る自助・共助の推進

施策 112 防災・減災対策を進める体制づくり

第二次行動計画との比較

【第二次行動計画】

施策 2 基本事業 1

	基本事 業	14	
I 「守る」			
1 防災・減災	111 災害から地域を守る人 づくり	11101	防災人材の育成・活用
	•	11102	学校における防災教育の推進
		11103	災害ボランティアの活動環境の充実
·	112 防災・減災対策を進め る体制づくり	11201	防災・減災対策の推進
		11202	災害対策活動体制の充実・強化
		11203	迅速な対応に向けた防災情報の共有化
·	٠.	11204	災害医療体制の整備
		11205	安全な建築物の確保
		11206	教育施設の防災対策
		11207	緊急輸送道路の機能確保
		11208	消防救急体制の充実・強化
		11209	高圧ガス等の保安の確保

【第三次行動計画(仮称)中間案】

施策 2 基本事業 10 I「守る」 1 防災・減災、国 111 災害から地域を守る自 1 多様な主体が連携した防災活動の促進 土強靭化 助・共助の推進 2 県民の適切な避難行動を促進するための防 災情報の提供 3 学校における防災教育の推進 4 災害ボランティアの活動環境の充実・強化 5 住宅・建築物の耐震化の促進 112 防災・減災対策を進める 1 防災・減災対策の計画的な推進 体制づくり 2 災害対策活動体制の充実・強化 3 災害保健医療体制の整備 4 教育施設の防災対策 5 消防・保安対策の充実・強化

施策111 災害から地域を守る自助・共助の推進

県民の皆さんとめざす姿(令和5年度末での到達目標)

県民の皆さんが日頃から防災に関心を持って正しく理解し、災害に備えることで、適切な避難 行動をとることができるようになっているとともに、地域や学校、職場等で防災に関する取組が 継続的に行われています。

現状と課題

- 近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害に備えるため、「みえ防災・減災センター」と連携し、「自助」「共助」の活性化や環境づくりを支援する防災人材の育成をはじめ、県民の防災意識の醸成、市町の支援などに取り組んできました。近年の災害等から得られた検証結果をふまえて、さまざまな防災関係機関、県民等が相互に連携して、引き続き、防災対策に取り組む必要があります。
- 災害時の県民の適切な避難行動を促進するために、わかりやすい情報提供に取り組んできたところです。今後も、避難を必要とする人が適切に避難を行えるよう、新たな情報提供ツールや手法なども検討し、「共助」につながる活動も促進しながら、取組を進めていく必要があります。
- 自然災害から子どもたちの命を守るため、学校における防災教育を推進する必要があります。 また、子どもたちの発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を育成することが求め られています。さらに、南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、教職員の実践的な災 害対応力の向上を図るとともに、学校教育を速やかに復旧させる体制を整えることが必要で す。
- 大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有したNPO等が、円滑かつ効果的に支援活動ができる環境を充実・強化していくことが必要です。
- 住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震診断や耐震改修等に対する支援を行ってきました。 引き続き、住宅・建築物の耐震化や危険な空き家対策等の取組を進め、地震災害などに対す るまちの安全性を確保する必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する台風・風水害など「必ず起こる」災害に備えて、被害を最小限にするため、多様な主体との連携・協働や新しいツール・手法の活用により、「防災の日常化」が定着するとともに災害時に適切な避難行動を行えるよう「自助」「共助」の取組を推進します。

主担当部局:防災対策部

取組方向

■ 基本事業1 多様な主体が連携した防災活動の促進

発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害などに備え、「みえ防災・減災センター」と連携して防災人材の育成・活用や防災・減災に関する普及啓発を行うとともに、地区防災計画の策定や自主防災活動など、市町の共助の取組を支援すること等により、地域や学校・企業において、さまざまな主体が連携して防災活動が促進されるよう取り組みます。

■ 基本事業2 県民の適切な避難行動を促進するための防災情報の提供

災害時に県民一人ひとりの「命を守る」ために、避難行動要支援者等も含めて適切な避難ができるよう、日頃から防災情報の理解の促進を図るとともに、SNSなどさまざまなツールや新しいICT等も活用しながら、「自助」「共助」の取組に必要となる防災情報を迅速に提供します。

■ 基本事業3 学校における防災教育の推進

子どもたちが自分の命を自分で守る力を身につけられるよう、防災学習教材の充実や教職員の防災に関する知識の向上などに取り組みます。また、子どもたちが災害時に地域の支援者として行動できるよう、平常時から学校と家庭・地域が連携した取組を推進します。さらに、災害時における学校教育の早期復旧に向け、被災した学校の早期再開を支援する体制の整備に取り組みます。

■ 基本事業4 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

「みえ災害ボランティア支援センター」の強化を図りつつ、市町における受援体制の整備を支援するとともに、大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有したNPO等が円滑かつ効果的な支援を展開できるよう活動環境の充実・強化に取り組みます。

■ 基本事業 5 住宅・建築物の耐震化の促進

木造住宅や耐震改修促進法により耐震診断が義務付けされた民間建築物の耐震化を促進するとともに、危険な空き家除却の取組を支援することにより、まちの安全性の向上に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
率先して防災活動に参加す る県民の割合			過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合 (防災に関する県民意識調査)

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
地区防災計画等の作成に取 り組んでいる市町数(累計)			地区防災計画やそれに準じる計画の 策定に取り組んでいる市町の数
「防災みえ.jp」から防災情 報等を入手している県民の 割合			「防災みえ.jp」から気象情報や災害 情報などの防災情報を入手している 県民の割合(防災に関する県民意識 調査)
大雨等の際に避難行動をと る県民の割合			住居地において大雨・洪水等の際に 避難行動をとろうとする県民の割合 (防災に関する県民意識調査)
家庭や地域と連携した防災 の取組を実施している学校 の割合			家庭やPTA、自主防災組織、地域住 民など、他の主体と連携した防災の 取組を実施している学校の割合
耐震性のない木造住宅の耐 震改修と除却の補助件数(累 計)			市町が行う耐震性のない木造住宅の 耐震改修と除却の補助事業に対し て、県が財政支援した件数

施策112 防災・減災対策を進める体制づくり

県民の皆さんとめざす姿(令和5年度末での到達目標)

災害への備えから復旧・復興までの防災・減災対策の新たなステージへの進化に向けて、県、 市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連 携・協力体制がより強化され、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んで います。

現状と課題

- 東日本大震災や紀伊半島大水害、熊本地震といった大規模災害で明らかになった課題や教訓等をふまえて策定した各種の計画に基づき、地域の防災・減災対策を推進してきました。近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害等に備え、今後、計画の見直しも進め、災害対応に携わる人材の育成等を含めた防災・減災体制の強化を進める必要があります。
- 「三重県広域受援計画」や「三重県版タイムライン」等の策定、それに基づく訓練の実施など、災害時に的確な対策を実践できるよう国、市町、防災関係機関等と連携して取組を進めてきました。気候変動や防災・減災に関する技術革新等もふまえ、県民の生命・財産を守るため、さまざまな関係機関との連携をさらに進め、災害対策活動体制の充実・強化に取り組む必要があります。
- 災害拠点病院における施設整備の支援や、保健医療活動を支える人材の育成などに取り組んでいます。今後も引き続き、南海トラフ地震等の大規模災害発生時における保健医療体制の充実・強化に取り組んでいく必要があります。
- 学校施設においては、屋内運動場等の天井等落下防止対策、ブロック塀等の撤去、猛暑に備えるための空調整備などの防災・安全対策の取組を進めてきました。今後も、子どもたちが安全に安心して学校生活を送れるよう、学校施設の防災・安全対策を進めていく必要があります。
- 消防団の入団促進や消防本部の連携強化に取り組んできたところですが、近年の大規模な災害の発生により、消防に寄せられる県民の期待はますます大きくなっていることから、消防体制および消防力のさらなる充実・強化に取り組んでいく必要があります。また、高圧ガス等の保安の確保に向けた取組を行っていますが、高圧ガス施設等において事故が発生していることから、高圧ガス等の取扱事業者に対して保安検査および立入検査等を実施し、適正な保安管理等の徹底を指導することにより、事業者の自主保安を推進し、産業保安の確保を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震、頻発する台風・集中豪雨などの自然災害、コンビナートにおける事故等の災害に備え、県民の皆さんが安全・安心に暮らせるよう、ICTの活用等により、市町、消防その他防災関係機関と連携した防災・減災対策のさらなる深化を図ります。

主担当部局:防災対策部

取組方向

■ 基本事業1 防災・減災対策の計画的な推進

「三重県防災・減災対策行動計画」等の計画を推進するとともに、新たな知見の導入や訓練等による実効性の検証を通じた改善を図り、その成果を県民に周知していきます。また、「三重県職員防災人材育成指針(仮称)」等に基づく職員の育成のほか、災害への備えから復旧・復興までを見据えて、防災・減災体制の強化を図ります。

■ 基本事業 2 災害対策活動体制の充実・強化

防災・減災に関する技術革新等をふまえ、気象庁等の防災関係機関や県民からの情報を災害対策活動に活用することやさまざまな訓練を通じて、災害対策活動体制の充実・強化を図ります。また、災害が発生した場合にも、早期の復旧・復興ができるよう、ライフライン事業者やインフラ事業者、国、他の都道府県等との連携を進めます。

■ 基本事業3 災害保健医療体制の整備

災害時においても必要な保健医療が提供できるよう、災害拠点病院の施設整備や病院における業務継続計画(BCP)の整備を支援するとともに、保健医療活動を支える人材の育成を進めます。

■ 基本事業4 教育施設の防災対策

県立学校の計画的な老朽化対策を進め、学校施設の防災・安全対策の強化に取り組みます。また、 市町等の学校設置者に対して、防災・耐震対策に係る情報提供と助言を行い、地域における学校等 の防災機能の強化を図ります。

■ 基本事業 5 消防・保安対策の充実・強化

消防学校等での教育を通じた消防職員や消防団員の資質向上に努めるとともに、引き続き消防団の入団促進や消防本部の連携強化などに取り組むことで、消防本部および消防団の組織の活性化を支援し、消防体制および消防力の充実・強化を図ります。また、高圧ガス等を取り扱う事業者に対して保安検査等を実施し、事故の発生防止に努めるとともに、研修会の開催等により、産業保安の確保を図ります。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
「三重県防災・減災対策行動 計画」における「公助」を対 象とした行動項目の進捗率			「三重県防災・減災対策行動計画」に おける「公助」を対象とした行動項目 の進捗率の平均値

副指標					
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明		
県が主催し、市町、防災関係 機関と連携して継続的に実 施している訓練等の回数		·	継続的に実施している県・市町・防災 関係機関が連携した実動訓練および 県災害対策本部等が主催する図上訓 練の実施回数		
業務継続計画 (BCP) を整備する病院の割合			B C P の考え方に基づく災害医療マニュアルを整備した病院の割合		
消防団員の条例定数の充足 率			各市町における消防団員の条例定数 に対する実団員数の割合		

3 9月上旬の県北部の記録的大雨への防災対応について

地球温暖化に伴う風水害の頻発化・激甚化が懸念される中、9月上旬の県北部 における深夜・短時間での記録的大雨を踏まえ、県及び市町の災害対策本部の初 動対応等を検証し、今回発生した災害から学び、今後の防災・減災対策に生かす ことにより、本県の防災力向上を図ります。

1 気象及び県・市町の防災対応の状況

9月5日深夜に四日市市山城で1時間 121 ミリ、6日も深夜にいなべ市付近で120ミリ以上、菰野町付近で約120ミリを記録、「記録的短時間大雨情報」が発表され、また、北部各地で「土砂災害警戒情報」も発表され、県及び市町の災害対策本部で災害発生に備えました。

東員町や菰野町では、三孤子川(東員町)や田口川(菰野町)の越水を確認 し、「レベル5 災害発生情報」を発令しました。(別紙1参照)

2 被害の状況

死者1名、軽傷者1名の人的被害のほか、短期間に大量の降水があったことなどから、河川の越水、河川決壊などの公共土木施設の被害、床上浸水、半壊などの住家被害、土砂災害等が発生し、被害総額は約2,057,000千円(9月26日現在)となりました。(別紙2参照)

3 検証の概要

事前の気象予報では大気の状態は不安定ではあったものの、これほどまで、 短時間に大雨が降る予報はありませんでした。

深夜に、しかも短時間に大雨が降り、被害が発生する中、県及び市町における情報収集・発信、住民への避難の呼びかけ、避難情報の発令のタイミング等に課題が発生しました。(別紙3参照)

今回の県及び市町の防災対応の教訓を次に生かす必要があります。

4 今後の対応について

- (1) 記録的な大雨が発生した際などには、これまで台風接近時だけに限定していたSNS(LINEやツイッター)による呼びかけを、具体的な情報とともに危機感も含めて、わかりやすく実施できるよう努めます。
- (2) 想定できない記録的大雨にも速やかに対応できる人員配置体制づくりについて検討します。また、災害対策本部に携わる要員に対して、今回発生した課題を振り返り、今後の防災対応に生かすため、研修を実施します。
- (3) 気象情報等から災害の発生が疑われ、かつ、市町からの情報が得られない場合、市町へ職員を派遣するなどして、速やかな情報収集に努めます。
- (4) 今回の検証結果を、市町と共有し、短期間の記録的な大雨の対応について 各市町で検討していただき、同様の気象条件の場合に備えられるよう支援 します。

気象及び県・市町の防災対応の状況

*住家被害、土砂災害のあった市町を対象

日時	気象情報	県の対応	*住家被害、土砂災害のあった市町を対象市町の対応
9月4日		The AMERICAN	
(水)			
21:25	大雨警報発表(四日市市、桑名 市、いなべ市、東員町)	県災害対策本部設置	四日市市、桑名市、いなべ市、東員 町災害対策本部設置
22:37	大雨警報発表(菰野町等)、洪水	※管内市町が災害対策本部を設置	菰野町災害対策本部設置
	警報発表(四日市市、桑名市、東 員町)	した場合は、地方部にも設置	
23:22	三重県土砂災害警戒情報 第1	 ※被害状況等の報告を23時現在時	
	号(警戒対象地域:桑名市、東員	点から、2時間おきに実施	
22.22	町) 三重県土砂災害警戒情報 第2		_
20.00	号(警戒対象地域:四日市市、桑		
00.45	名市、東員町)		
23:45	·		避難準備・高齢者等避難開始(レベ ル3)発令(東員町)
9月5日	•		76077013 (XXXII)
(木) 0:05	大雨警報発表(鈴鹿市)、洪水警		 鈴鹿市災害対策本部設置
	報発表(菰野町)		
0:10	三重県土砂災害警戒情報 第3 号(警戒対象地域:四日市市、桑		·
	名市、いなべ市、東員町)		
0:20	<i>,</i> !		災害発生情報(レベル5)発令(東員 町)※三孤子川の越水
0:21	三重県土砂災害警戒情報 第4		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
ľ	号(警戒対象地域:四日市市、桑		
0:50	名市、いなべ市、東員町等) 記録的短時間大雨情報		
·	・四日市市山城で121ミリ		
1:00	•		避難準備・高齢者等避難開始(レベ ル3)発令(桑名市)
2:15			避難指示(緊急)、避難勧告(レベル
2:20	三重県土砂災害警戒情報 第5	, .	4)発令(桑名市)
	号(警戒対象地域:四日市市、桑		
	名市、いなべ市、東員町、菰野町 等)		
2:43	47		避難準備・高齢者等避難開始(レベ
0.50	一毛但上孙《皇敬书标和 体》		ル3)発令(鈴鹿市)
Z:36	三重県土砂災害警戒情報 第6 号(警戒対象地域:四日市市、桑		
	名市、鈴鹿市、いなべ市、東員		
3:00	町、菰野町等)		避難指示(緊急)(レベル4)発令(桑
3,00			対難指示(緊急)(レヘル4)発令(桑 名市)
3:10			避難勧告(レベル4)発令(四日市
6:00	三重県土砂災害警戒情報 第7		市) 避難勧告(レベル4)解除(四日市
	号(警戒解除地域:いなべ市、菰		市)
	野町) 洪水警報から注意報に切替(桑		
0.55	洪水膏報から注息報に切合(桑 名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿		避難勧告(レベル4)解除(桑名市)
	市、東員町、菰野町)		
7:40	三重県土砂災害警戒情報 第9 号(警戒解除地域:四日市市、桑		避難指示(緊急)(レベル4)解除(桑 名市)
	名市、鈴鹿市、東員町等)		11대/
8:00		県北部の被害概況把握のために警察大部に関繁家を共ってお	
		察本部に県警察へリコプターの飛行 を依頼	
8:55	,	東員町災害対策本部へ桑名地方部	
	-	から県職員1名派遣	

日時	気象情報	県の対応	市町の対応
9:10		県警察ヘリコプター、情報収集のため飛行開始	
10:00	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	県災害対策本部総括部隊を1班体制(7名)から2班体制(14名)に増員	s grown a second
10:10	-		災害発生情報(レベル5)解除(東員
11:12	大雨警報から注意報に切替(鈴 鹿市)		町) ・鈴鹿市災害対策本部廃止 ・避難準備・高齢者等避難開始(レベ ル3)解除(鈴鹿市)
13:00		県災害対策本部員会議開催 ・各部局の対応、本部長指示事項	
13:51 14:50	大雨警報発表(鈴庭市等)		鈴鹿市災害対策本部設置 避難準備・高齢者等避難開始(レベ ル3)発令(鈴鹿市)
17:00	,	東員町災害対策本部へ派遣してい た職員の派遣終了	700/36 (3 (MISSII)
9月6日			,
	三重県土砂災害警戒情報 第1 号(警戒対象地域:菰野町)		
0:45	三重県土砂災害警戒情報 第2号(警戒対象地域:四日市市、菰野町)		
1:00	記録的短時間大雨情報 ・いなべ市付近で120ミリ以上		
1:05	・菰野町付近で約120ミリ 三重県土砂災害警戒情報 第3 号(警戒対象地域:四日市市、い		
1:20	なべ市、菰野町) 三重県土砂災害警戒情報 第4 号(警戒対象地域:四日市市、鈴 鹿市、いなべ市、菰野町)		
1:35	100 July 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10		災害発生情報(レベル5)発令(菰野町)※田口川の越水
2:23		,	避難指示(緊急)(レベル4)発令(鈴 鹿市)
4:15			災害発生情報(レベル5)解除(菰野 町)
5:05	三重県土砂災害警戒情報 第6号(警戒解除地域:四日市市、鈴		
7:39	鹿市、いなべ市、菰野町等) 大雨警報から注意報に切替(四 日市、桑名市、鈴鹿市、いなべ 市、菰野町、東員町等)		・四日市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、菰野町、東員町災害対策本部廃止・避難指示(緊急)(レベル4)等解除(鈴鹿市)
13:28	大雨警報から注意報に切替等	県災害対策本部廃止	(30 to the)
	北部では、4日9時から6日14時 までの解析雨量で、総雨量が600 ミリを超える		
16:30	,	緊急部長会議開催 ・今後の気象状況(津地方気象台)、 これまでの大雨による被害報告、今 後の各部局の対応、知事指示事項、 県民へのよびかけ	
9月12日 (木) 10:40		知事による被災箇所の視察 ・菰野町の被災箇所[町道音羽岳線 (音羽橋)※二級河川海蔵川、二級 河川杉谷川]	

9月上旬の県北部における記録的大雨の被害の状況について

- 1 人的被害(令和元年9月26日 17:00時点)
 - ・死亡1名(いなべ市)

※50歳代男性

· 軽傷1名(東員町)

※70歳代女性

- 2 住宅被害、土砂被害(令和元年9月26日 17:00時点)
 - ①住家
 - 半壊

1棟(東員町1棟)

・一部損壊

8棟(四日市市8棟)

・床上浸水

70棟(四日市市53棟、桑名市2棟、東員町9棟、

菰野町6棟)

・床下浸水

200棟(桑名市3棟、四日市市147棟、鈴鹿市6棟、

いなべ市12棟、東員町32棟)

②非住家

- ·床上浸水 7棟(四日市市7棟)
- ·床下浸水 4棟(桑名市3棟、四日市市1棟)
- 3 土砂災害 (令和元年9月26日 17:00時点) 33件(桑名市11件、四日市市18件、いなべ市1件、鈴鹿市3件)
- 4 公共土木施設の被害(令和元年9月12日 16:00現在) 【全体】

被害概算額 96箇所 合計 1,521,000千円

県管理施設

63箇所

計 1,227,000千円

市町管理施設 33箇所

計 294,000千円

- ①道路(県管理)
 - 【全体:県】

3 箇所 34,000千円

(内訳)

【 桑名 】

- 2 箇所 18,000千円
- ·主要地方道北勢多度線(桑名市)他
- 【鈴鹿】
 - 1箇所 16,000千円
 - ·主要地方道神戸長沢線(鈴鹿市)

【全体:市町】

13箇所 104,000千円

②河川(県管理)

【全体:県】

60箇所 1,193,000千円

(内訳)

【 桑名 】

23箇所 446,000千円

·二級河川弁天川(桑名市)他

【四日市】

33箇所 683,000千円

•二級河川杉谷川(菰野町)他

【 鈴鹿 】

4 箇所 64,000千円

·一級河川椎山川(鈴鹿市)他

【全体:市町】

17箇所 152,000千円

③橋梁

【 菰野町 】

1 箇所 25,000千円

·町道音羽岳線(音羽橋)(菰野町)※二級河川海蔵川

④下水道

【 菰野町 】

1 箇所 8,000千円

・中部第2処理分区125-2路線(菰野町)

⑤公園(都市局)

【 いなべ市 】

1 箇所 5,000千円

・いなべ公園(いなべ市)

5 農林水産関係被害(令和元年9月25日 17:00時点)

- (1) 農産物・農業施設関係 被害報告:140ha 被害額:調査中
- (2) 農地(耕地)関係 被害報告:122件 被害額:365,150千円
- (3) 治山・林道・自然公園関係 被害報告:21箇所

被害額:86,700千円

6 県管理施設(企業庁関係)の被害

(令和元年9月26日 17:00時点)

工業用水道事業被害額:概算83,000千円

電気事業被害額:約1,150千円

7 被害総額 約2,057,000千円 (令和元年9月26日 17:00時点)

※4 公共土木施設の被害、5 農林水産関係被害、6 県管理 施設(企業庁関係)の被害の合計

9月上旬の県北部の記録的大雨への防災対応の検証について

9月上旬の県北部の記録的大雨に対しての県・市町における防災対応について、市町に対しては、県各地方災害対策部から市町にヒアリング等を実施し、県の対応も含めて災害対策本部の初動対応等について検証しました。

1 県の防災対応と検証内容について

(1) 防災対応について

- ① 市町から被害が発生しているとの報告はあったが、未確定情報が多く、 情報の確認に時間を要した。
- ② 明るくなってから県警察へリコプターで被害が想定される地域を確認 した。
- ③ 時間の経過に伴い、被害情報等が増加したため、災害対策本部で対応する人員が不足し、体制を強化して対応した。
- ④ 知事をトップとする災害対策本部員会議(9月5日)及び緊急部長会議(9月6日)を開催し、被害状況等の確認と早期の復旧に向けた対応を確認した。

(2)検証内容について

- ① LINEやツイッターにより県民へ垂直避難の呼びかけを行ったが、 河川越水や床上浸水など、より具体的な情報を収集することで、危機感も 含めて、わかりやすく県民に情報を発信したり、報道機関からの呼びかけ にもつなげることが可能となる。
- ② 記録的な大雨の発生等にも関わらず、市町から被害情報の報告がない場合は、要請を待つことなく、県災害対策本部または県地方災害対策部から要員を派遣するなどして被害情報を収集することも必要である。
- ③ 夜間等においても臨機応変に人員を増強できる体制づくりが必要である。
- ④ 災害対応は初動が重要で、初動を怠れば被害の拡大につながることもあるため、まず被害の状況を一刻も早く把握し、先を見据えた災害対応をめざす必要がある。気象情報等を分析し、被害の発生が疑われる場合は、「疑わしきときは行動する」、「最悪の事態を想定する」、「空振りを恐れず対応する」など、災害対策本部要員の防災対応への意識をより高める必要がある。

2 市町の防災対応と検証内容について

(1) 防災対応について

- ① 急な大雨に対応して、住民に情報を発信した。河川の越水情報を確認した。 た市町が、「レベル5 災害発生情報」を発令し、避難を呼びかけた。
- ② 降水量が短時間に激増したため、外出しての避難は危険と判断し、避難情報を発令しなかった市町があった。床下浸水の発生した家庭等には垂直避難を呼びかけた。
- ③ 気象庁の土砂災害警戒情報の危険度分布の動きが早すぎて、避難情報 の発令のタイミングが難しかったと感じた市町があった。
- ④ 避難情報について、よりきめ細かく地区を限定して発令すべきだったが、記録的な大雨であったため、広めに発令した市町があった。
- ⑤ 災害対策本部の人員を増強して対応した市町もあったが、体制整備が 追いつかなかった市町があった。
- ⑥ 現場の防災対応に追われ、情報のとりまとめに時間を要した市町があった。一部の市町では、人員が不足したので、県地方災害対策部に応援を要請した。
- ⑦ 防災情報プラットフォームへの入力が間に合わず、県地方災害対策部が電話で聞き取って情報収集することで対応した市町があった。
- ⑧ 短時間に同時に被害が発生し、災害対応を優先したため、防災情報プラットフォームへの入力が後回しになった市町があった。
- ⑨ 「レベル5 災害発生情報」に関して、防災情報プラットフォームへの 入力方法を理解していない市町があった。

(2)検証内容について

- ① 「記録的短時間大雨情報」や「土砂災害警戒情報」が発表される中、垂 直避難を基本として、より多くの地域に避難情報を発令することを検討 する必要がある。
- ② 県への情報提供が遅れた市町もあったことから、深夜で、短時間の記録的大雨が発生した際の住民への避難情報等の伝達や県への情報提供方法、体制の整備について、今回の事例を契機に、各市町でも検証が必要である。

4 三重県防災対策推進条例の改正について

1 基本的な考え方

「三重県防災対策推進条例」は、「自助」、「共助」及び「公助」の理念のもと、 県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティア等の団体と力を合わせて、地震・風水害等の災害に対応できる地域社会の実現を図り、 防災対策を推進することを目的として、平成21年3月25日に公布・施行されました。

今改正では、近年の災害の教訓や制定後 10 年間の防災・減災対策に関する新たな考え方を踏まえて、各主体の責務や役割を再検討します。

また、「令和」という新しい時代にめざす社会、「三重県らしい、多様で、包容力のある持続可能な社会」の実現に向けて、関係各部局との協議や有識者等の意見を参考に将来を見据えた改正を行い、わかりやすく実効性のある条例になるように改正を進めます。

2 制定後 10 年間の動き、今後の社会の変化

(1) 近年の災害の状況

本条例の制定から 10 年が経過する中で、平成 23 年 3 月に死者・行方不明者 2 万人以上の壊滅的な被害を引き起こした「東日本大震災」や、平成 28 年 4 月に短時間に同じ地域で震度 7 の地震が 2 回発生した「熊本地震」、そして、平成 30 年 6 月に人口密集地で発生した「大阪府北部を震源とする地震」など、大きな地震災害が発生しています。

また、風水害では、平成23年9月に県南部を中心に記録的な大雨による河川堤防の決壊や越水が多数発生した「紀伊半島大水害」や、西日本を中心に河川氾濫、がけ崩れ等で死者200名以上の甚大な被害が発生した「平成30年7月豪雨」など、近年の地球温暖化に伴い激しさを増す台風や集中豪雨による被害が頻発しています。

(2) 防災・減災に向けた意識の定着

南海トラフ地震による甚大な被害が想定され、また、年々激しさを増す台風等の被害を受ける三重県にとっては、災害への備えが非日常的な特別な活動ではなく、日々の生活と一体となった当たり前の活動となること、すなわち「防災の日常化」を意識しながら、備えを進めていく必要があります。

(3)今後の社会の変化を見据えた課題

① I C T技術の進展に伴う新しい社会への対応 (Society5.0) 個人に合った避難情報の提供や迅速な被災者の救助を行うためには、I C T技術を活用することが必要である。

②事前復興の考え方の反映(SDGs)

被害を抑制し、復旧・復興の期間を短縮するためには、事前復興の考え方を反映することが必要である。

③地方自治体における防災人材の育成

南海トラフといった大規模災害に対して、迅速に応急対策活動を実施し、 早期の復旧・復興を果たすためには、全職員の防災対応力の向上が必要であ る。

3 課題を踏まえた条例改正の主なポイント

(1) 総則

①基本理念の追加(第3条関係)

現在の基本理念では、防災対策は「自助」「共助」「公助」で実施するものとし、相互に連携して着実に実施するものと定められているが、制定後 10年の動きや、今後の社会の変化に対応するため、下記の基本理念を位置付ける。

- ・「防災対策は、災害が必ず起こることを前提に、被害を最小限にするため、 日々の業務や生活と一体で不可分と考え、実施されなければならない。また、 地震や台風などの自然災害の経験で培われた知識や技術を活用し、早期の復 興に備えた事前の対策を実施しなければならない」(「防災の日常化」 「SDGs」「事前復興」)
- ・「防災対策は、被災者等の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏 まえて行わなければならない」
- ②新たな防災技術の活用(第7条関係)

DONETを活用した津波予測システムやSNSの活用をはじめ、Soceity5.0の実現を目指した新たな技術の活用を位置付ける。

(2) 災害予防対策

①過去の災害から得られた教訓の伝承(第12条関係)

東日本大震災等で明らかになった課題を踏まえて防災教育等を通じた伝承の重要性を位置付ける。

②要配慮者からの情報提供(第23条、第32条関係)

要配慮者からの情報提供及びそれを受けた自主防災組織等の対応について再定義する。

③消防団の充実・強化(新規)

地域の防災力強化のために、消防団の充実・強化への支援について位置付ける。

④防災人材の育成(新規)

災害時に的確に行動し、早期の復旧・復興を成し遂げるため、「三重県職員防災人材育成指針(仮称)」による職員の人材育成の強化について位置付ける。

⑤派遣職員(チーム)の育成(第31条関係)

被災地方公共団体への支援等を的確に行うための派遣職員(チーム)の育成について位置付ける。

⑥広域的な連携の強化と受援体制の確立(新規)

大規模災害時に効果的な被災者支援につなげるための広域受援計画に基づく対策の推進について位置付ける。

(7)海抜ゼロメートル地帯の防災対策の支援(新規)

県北部の海抜ゼロメートル地帯について、伊勢湾台風の教訓を次世代へ繋 げるとともに防災対策についての支援を位置付ける。

(3) 災害応急対策

①災害発生時等における迅速な避難(第52条関係)

災害発生時の避難や、津波が予測される場合の避難について、「自らの命は自らが守る」率先避難を前提に、過去の課題から再定義する。

②帰宅困難者の一斉帰宅の抑制(第60条関係)

災害発生時の混乱を回避するために、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するように位置付ける。

③避難所における良好な生活の確保(第64条関係)

避難所生活における被災者のニーズに対応し、避難生活の環境を改善する ために、避難所の良好な生活を確保するように位置付ける。

④災害関連死の防止 (第64条関係)

災害による直接死だけでなく、災害を生き抜いた県民の災害関連死の防止 を位置付ける。

⑤「抜け・漏れ・落ち」のない体制への支援の実施(新規)

紀伊半島大水害の教訓等を踏まえ、三重県に接近するおそれのある台風に対しては、いつ、誰が、何をするかを時系列で整理したタイムラインによる応急対策の実施を位置付ける。

(4) 災害復旧復興対策

①復興指針の定義(第75条関係)

東日本大震災では、応急対策活動に追われ、復興に向けた取組になかなか 着手できなかった事例もあり、早期の復興を見据えた復興指針に基づく復興 計画の策定を位置付ける。

(5) 雑則

①災害マネジメントサイクルの確立(新規)

災害の検証結果を次の防災・減災対策につなげる災害マネジメントサイク ルの確立を位置付ける。

4 今後のスケジュール

- 11月 防災・減災対策検討会議(有識者会議) …中間案を議論 防災対策会議幹事会・防災対策会議 …中間案の検討
- 12月 県議会防災県土企業常任委員会 …中間案の説明 パブリックコメントの実施
- 1月 防災・減災対策検討会議(有識者会議) …最終案を議論 防災対策会議幹事会・防災対策会議 …最終案を検討
- 2月 防災対策推進条例改正議案の提出
- 3月 県議会防災県土企業常任委員会 条例改正案説明 防災会議で報告

5 三重県職員防災人材育成指針(仮称)骨子案について

防災・減災を日常的に意識して業務を行うとともに、発災前から復旧・復興に至るまで、県民の皆様を災害から守るために必要となる知識や心構えを身に付けるため、職員の「現状と課題」を整理し、「求められる職員像」を定め、「行動原則」と「育成の方向性」を整理し、「三重県職員防災人材育成指針(仮称)骨子案」としてまとめました。

1 骨子案について

- (1) 防災人材育成指針(仮称)策定の背景等(P23)
 - ① 行政職員の状況の概要
 - 過去に被災経験が無いため、自らがすべき行動がわからない状況になっています。
 - ・平常時から防災・減災について我が事として日常的に取り組めていません。
 - ② 行政職員に必要とされていること
 - ・三重県職員にとっての最大の使命は、県民の生命と財産を守ることとし、 災害発生後であっても、行政機能を継続することが必要です。
 - ・災害発生後は、災害関連死を防止することはもとより、被災者の早期の生活 再建や、復旧・復興を成し遂げていくことが必要です。

(2) 災害対応時の現状と課題(P24)

人材育成上、どのような職員を目指すべきかについて検討するため、予め現 状の課題を整理しています。

最初に過去の大規模災害で対応を行った行政職員に見られた課題を紹介した上で、三重県職員における課題を記載しています。

なお、次の4つを課題として整理します。

課題1 災害(被災)イメージの欠如

課題2 災害対応の全体像がわからない

課題3 災害対策本部運営手法がわからない

課題4 個別業務がわからない

(3)「職員像」について(P25)

行政職員の現状等や、行政職員に求められていること、SDGs (持続可能な開発目標)の考え方なども踏まえ、目指すべき職員像を次のとおり検討しました。

【職員像】

県民とともに「防災の日常化」に取り組む職員

職員一人一人が我が事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は 人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復 興を県民とともに成し遂げる職員

(4)「行動原則」について (P25)

職員像に沿った行動を行えるよう、職員の具体的な行動に関する指針となる「行動原則」を規定します。

なお、過去の大規模災害を経験した職員によると、「平常時に培った能力」 が災害時にも活きた事例があったとのことです。災害時においても県職員の 行動は、既成の「三重県職員行動指針」中の「五つの心得」が重要であると考 えます。

また、災害への備え、及び発災後の職員の対応として災害対応の原則として 定着している「プロアクティブの原則」を参考としつつ、次の「5つの行動原 則」を記載します。

【プロアクティブの原則】

- 〇 疑わしいときは行動せよ
- O 最悪の事態を想定して行動せよ
- O 空振りは許されるが、見逃しは許されない。

【5つの行動原則】

行動原則1 被災地から学び備える

行動原則2 職員として自らの命は自らで守り、県民の生命・財産を守る

行動原則3 災害対応は時間との戦いとなるため、率先して行動する

行動原則4 多様な被災者ニーズに応えるため、各自の業務を越えて連携する

行動原則5 地域社会のより良い復興を念頭に、常に一歩先を見据える

(5) 防災人材育成の方向性 (P27)

平常時は、「三重県職員人づくり基本方針」で定める職員像をもとに能力向上を図ります。平常時に身に付けた能力をベースとして、災害時にさらなる能力が発揮できるよう、(2)に記載した4つの課題に「心構え」を加えた次の5項目を、職員として身に付けておくべき能力として整理します。

項目1 災害(被災)イメージ力の向上

(⇒ 災害を疑似体験できる研修の開催や、実体験機会の創出)

項目2 災害対応の全体像の理解

(⇒ 災害対応全体像を把握できる研修の開催)

項目3 災害対策本部運営能力の向上

(⇒ 図上訓練や本部運営手法に関する研修の開催)

項目4 個別業務の処理能力の向上

(⇒ 部局別防災研修の開催)

項目5 心構え

(⇒ 育成指針の周知)

また、身に付けておくべき能力は、各職員の役割や職階により異なることから、「役割別」と「階層別」に分け、それぞれ記載する予定です。

「役割別」…災害対策統括部配備要員、地方統括部配備要員、緊急派遣チーム、 各部局職員といった、災害対応において予め各職員に割り当てら れた役割

「階層別」…主任級職員、課長級職員といったように組織としての業務遂行の 役割に応じて分けられた階層

上記で整理した取組を通じて、5年以内に全ての職員が行動原則に沿った 知識や心構えが身につくよう進めます。

3 今後の予定

- 1 1月 防災・減災対策検討会議(有識者会議) …中間案を議論 防災対策会議幹事会・防災対策会議 …中間案の検討
- 12月 県議会防災県土企業常任委員会 …中間案の説明
 - 1月 防災・減災対策検討会議(有識者会議) …最終案を議論 防災対策会議幹事会・防災対策会議 …最終案を検討
 - 3月 県議会防災県土企業常任委員会 …最終案の説明 防災会議で報告

三重県職員防災人材育成指針 (仮称)

骨子案

令和 年 月策定

三重県

~ 目 次 ~

- 1 目的 ~三重県職員防災人材育成指針(仮称)がめざすもの~
- (1) 防災人材育成指針(仮称) 策定の背景
- (2) 防災人材育成指針(仮称) 策定の目的
- 2 災害対応を行う行政職員の現状と課題
- (1)過去の大規模災害の課題
- (2) 三重県職員の現状と課題
- 3 目指すべき職員像
- (1)目指すべき職員像
- (2)職員の行動原則
- 4 防災人材育成の方向性
- (1)職員が身につけておくべき能力
- (2)能力向上のための取組
- 5 重点的取組事項

(1) 防災人材育成指針(仮称)策定の背景

(社会的背景)

- ・南海トラフ地震の発生が危惧されていることや、近年の風水害の激甚化の状況を ふまえ、いつでもどこででも、職員を含め県民の皆様が被災する可能性がありま す。
- ・社会が高度に発達し、各々の社会活動は複雑に関係しあいながら形成されている ため、一部の被害が社会全体に影響を及ぼしていること、また、社会の変化に応じ て、被害の発生形態も変化していることから、社会のごく一部の災害への備えのみ では対処できず、社会のあらゆる分野で災害への備えが求められてきています。

(行政職員の状況の概要)

- ・発災後は、膨大な業務に追われるが、それら業務は平常時に扱うことが少ないこと から、行政職員にとって過去に被災経験が無いために、自らがすべき行動がわから ない状況になっています。
- ・先の見えない慣れない業務は、職員の心身に多大な負荷を与えています。
- ・平常時から防災・減災について我が事として日常的に取り組めていません。
- · 行政職員に対する防災人材育成は全国的にも十分行われているとは言い難い状況です。

(2) 防災人材育成指針(仮称) 策定の目的

(行政職員に必要とされていること)

- ・三重県職員にとっての最大の使命は、県民の生命と財産を守ることとし、災害発生 後であっても、行政機能を継続することが必要です。
- ・災害発生後は、災害関連死を防止することはもとより、被災者の早期の生活再建 や、復旧、そしてより良い復興を県民とともに成し遂げていくことが必要です。
 - ・災害への備えは行政、防災関係機関が担う「公助」だけでは無く、自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」が必要不可欠です。それら自助・共助の意識や取組を進めるためには、先ず自らの地域の災害リスクを認識することが最も重要であることから、県民でもある職員が先ずはそれら災害リスクを認識することが必要です。
 - ・各職員が自らの身を自ら守ることが、被害を軽減させ、さらに災害対応を行うことができる人材を多く確保することに繋がることから、職員の災害への備えを組織として進めることが必要です。
 - ・各職員が防災・減災について「我が事」としてとらえ、日常的に災害に備えることが必要です。
 - ・過去の災害の教訓を含め、さまざまな知識・情報の共有や組み合わせを進めることによって、分野横断的な連携により、あらゆる分野の災害への備えが進むことから、被災地派遣経験など各職員が持つ経験や知識を共有・補完することが必要です。
 - ・事前の備えや発災後の対応を迅速・的確に行うためには人材育成が必要です。 (指針の必要性)
 - ・人材育成を行う際には到達目標となる人物像や行動原則が必要となるため、中長期的な指針となる「三重県職員防災人材育成指針(仮称)」を策定します。

人材育成上、どのような職員を目指すべきかについて検討するため、予め現状の課題を整理します。

(1) 過去の大規模災害の課題

〇阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、平成30年度に発生した災害等の 対応を行った行政職員に見られた課題は次のとおりです。

ア 災害(被災)イメージの欠如

「そのような死者が出るというような災害だという感覚とは結び付いていない」 (阪神・淡路大震災)

「被災地と県庁が離れているので、被災地の状況はまるで別世界のように感じていた」(東日本大震災)

イ 災害対応の全体像がわからない

「まず何をやったら良いか分からない。仕方が無いから、防災計画をまずみん なで勉強した」(阪神・淡路大震災)

「今後、こういう業務が発生するので、準備するように」と、指示できればよかった(熊本地震)

ウ 災害対策本部運営手法がわからない

「所掌が明確でない業務があると『それはうちの所掌ではない』と、従来のセクショナリズムから抜け出せない部署があった」 (東日本大震災)

「個別の課等に関係する指示でもその内容(方向性)を共有する必要がある」 (熊本地震)

エ 個別業務がわからない

「(仮設住宅について) 何万戸の計画を作って良いか分からなかった」 (阪神・淡路大震災)

「法令、通知をいちいち確認しなくても業務を遂行できる職員が重要」 (東日本大震災)

(2) 三重県職員の現状と課題

〇三重県職員の防災・減災に関する現状と課題は次の通りです。

課題1 災害(被災)イメージの欠如

課題2 災害対応の全体像がわからない

課題3 災害対策本部運営手法がわからない

課題4 個別業務がわからない

(1)目指すべき職員像

- ○課題を踏まえ目指すべき職員像は以下の通りです。
- 〇三重県職員は、この職員像に基づき行動することを目指し、平常時から能力向 上を行います。

【職員像】

県民とともに「防災の日常化」に取り組む職員

職員一人一人が我が事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を 県民とともに成し遂げる職員

- 発災前から日常的に防災・減災に取り組み、被害を軽減すること
- ・発災前、発災後に関わらず、県民の皆さんの災害への不安を払拭できるよう、 高い使命感を持って自ら積極的に行動すること
- ・発災後は助かった県民の方の災害関連死を防ぎ、早期の生活再建を達成できる よう、スピード感を持って対応すること
- ・現場を重視し被災者と向き合い、地域社会にとってより良い復興を多様なステークホルダーとともに考え達成していくこと

(2) 職員の行動原則

- 〇職員像に沿った行動を行えるよう、職員の具体的な行動の指針となる「行動原則」 を規定します。
- 〇災害時においても職員にとって、職員行動指針「五つの心得」は重要な心得です。
- 〇災害への備え、及び発災後の職員の心得としては、「プロアクティブの原則」が重要です。これらを踏まえた上で、「5つの行動原則」が職員に求められています。 (※「プロアクティブの原則」…米国における危機対応の原則)

(参考掲載)【職員行動指針「五つの心得」】

心得1 まず目線を変える

心得2 「そもそも」の目的や大義と、実感される「成果」を常に意識。

心得3 現場重視とスピード感・正確性のバランスを考慮した的確な対処

心得4 県庁全体の組織力と職員力の磨き上げ

心得5 恐れず、怯まず、変革を

【プロアクティブの原則】

- 〇 疑わしいときは行動せよ
- O 最悪の事態を想定して行動せよ
- 〇 空振りは許されるが、見逃しは許されない

【5つの行動原則】

行動原則1 被災地から学び備える

過去の災害で必要とされた業務などを学ぶとともに、三重県の災害リスクを正確に把握した上で、社会の変化に伴う新たなリスクに備えなければなりません。 また、自らが担当している業務が災害時にはどのような業務となるのか理解しておくことが重要であり、それを怠ると、災害時には絶対に行動できません。

これら備えは、あらゆる分野の多様なステークホルダーとともに情報を共有し 連携しながら継続していくことが必要です。

行動原則2 職員として自らの命は自らで守り、県民の生命・財産を守る

県民の期待に応えるためにも、職員は決して命を落としてはいけません。先ずは自らの心身の安全を確保することが最も重要です。同時に、安心して業務を行えるよう、家族等の安全を確認しておくことも重要です。

これらにより初めて県民のために活動することができるため、職員自らの生涯 設計に、災害に遭遇することを想定しておきます。

行動原則3 災害対応は時間との戦いとなるため、率先して行動する

災害対応は時間との戦いになります。先ずは早く参集します。

次に、災害によって十分な体制で対応できないこともあることから、各自がす すんで役割を担うために率先して行動する必要があります。

その際、災害対応は県民の目線に立って考え、県民とともに対応していくものであることを意識します。

また、旧来の手法にとらわれていては十分な対応ができないこともあることから、新たな技術の活用も含め、臨機応変かつあらゆる手法を考えて対応します。

行動原則4 多様な被災者ニーズに応えるため、各自の業務を越えて連携する

災害発生後は多様な被災者ニーズが同時多発的に発生することから、県庁の 総力を挙げ対応することとなり、各自の業務も場合によっては一時中断し、よ り優先度が高い業務を行います。

また、災害対応はスピード感がより重視されるため、通常業務以上に組織間連携やチームワークを重視し、所属内外において積極的なコミュニケーションを図ります。そして、災害対応の一義的な責任を負うこととなる市町の活動を支援し、NPO、民間団体など支援を行う多様なステークホルダーとの連携を積極的に行います。

行動原則5 地域社会のより良い復興を念頭に、常に一歩先を見据える

目前の課題に対する対応や処理は必要ですが、災害時には断片的な情報しか入らないことが多くあります。そのため先の展開や他への波及をイメージしながら行動します。

また、被災者の将来に対する不安を少しでも払拭し、多様なステークホルダーとともに地域社会のより良い復興を成し遂げるため、将来への見通しとなるロードマップを示します。

4 防災人材育成の方向性

- (1)職員が身につけておくべき能力
 - ○大規模災害における被災経験職員の証言などから、平常時に身につけた能力が 災害時に発揮された事例があります。職員が身につけておくべき能力は、平常時 の行政運営において必要とされている能力がベースとなります。
 - ○平常時は「三重県職員人づくり基本方針」で定める職員像を目指して能力向上を図ることとし、防災人材の育成は、災害時にさらなる能力が発揮できるよう、2(1)にある4つの課題解決を目指していくこととします。
 - 〇三重県職員防災人材育成指針では、向上すべき能力は、これら4つの課題に「心構え」を加えた次の5項目とすることとします。
 - 項目1 災害(被災)イメージ力の向上
 - 項目2 災害対応の全体像の理解
 - 項目3 災害対策本部運営能力の向上
 - 項目4 個別業務の処理能力の向上
 - 項目5 心構え

また、身に付けておくべき能力は、各職員の役割や職階により異なることから、 「役割別」と「階層別」に分けて進めることとします。

- < (役割別> 災害対策本部統括部配備要員、地方統括部配備要員、緊急派遣チーム、各部局職員といった、災害対応において予め各職員に割り当てられた役割
- <階層別> 主任級職員、課長級職員といったように組織としての業務遂行上 の役割に応じて分けられた階層

(2)能力向上のための取組

- 〇本育成指針を通じて、5年以内に全ての職員が行動原則に沿った知識や心構え が身につくように取組を進めます。
- 〇主な取組
 - ・「災害(被災)イメージカの向上」
 - ⇒災害を疑似体験できる研修の開催や、実体験機会の創出
 - ・「災害対応の全体像の理解」
 - ⇒災害対応全体像を把握できる研修の開催
 - ・「災害対策本部運営能力の向上」
 - ⇒図上訓練や本部運営手法に関する研修の開催
 - ・「個別業務の処理能力の向上」
 - ⇒部局別防災研修の開催
 - ・「心構え」
 - ⇒育成指針の周知

5 重点的取組事項

人材育成の取組において、特に重点的に行う事項は次の通りです。

- 〇「災害の経験が無い」ことが職員の能力に最も影響を及ぼすことから、「災害(被 災)イメージカの向上」のための取組を最も基本的かつ重要な取組とします。
- 〇「すべき行動がわらかない」といった課題を解決するため、「災害対応の全体像の 理解」についても重点的に取り組みます。
- 〇育成を行う上では職員、各所属が自ら検討するプロセスが重要と考え、重点的取 組に位置付けます。

6 南海トラフ地震臨時情報への対応について

1 概要

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(以下、「基本計画」という)が令和元年5月31日に修正され、これを受け、気象庁では南海トラフ地震臨時情報(以下、「臨時情報」という。)の運用が開始されました。

2 南海トラフ地震臨時情報の運用について

臨時情報の発表に関しては、南海トラフ付近でマグニチュード(以下、「M」という。) 6.8 程度以上の地震が発生した場合やプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合、国が調査を開始するとともに、気象庁が臨時情報(調査中)を発表します。国の「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の結果により、臨時情報の種別として「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかが発表されます。

3 臨時情報が発表された場合の各主体の対応について

(1) 県の対応

南海トラフ付近で地震が発生するなどして臨時情報(調査中)が発表され、県内で大きな災害が発生している場合、県では、直ちに災害対策本部を設置し、人命救助等に向けて対策を講じることとなります。

一方で、地震発生地点が県内から離れており、県内で大きな災害が発生していなかった場合でも、後発地震発生に備えて、「南海トラフ地震準備体制」を取り、市町など関係機関への連絡・体制の確保、初動対応や緊急部長会議の開催、県民への呼びかけ、県有施設等の点検、受援体制の準備などを行うほか、状況に応じて他自治体への支援等を進めます。

また、国の評価検討会の結果に伴い発表される臨時情報の種別により、それに あわせた対策を講じることとしています。

なお、県内全市町が南海トラフ地震の防災対応を推進する必要のある地域に国から指定されており、臨時情報の発表に伴い、県内市町と連携して防災対応等に取り組んでいきます。

(2) 市町の対応

市町においても、市町内で災害が発生した場合の対応はもとより、災害が発生していなかった場合でも、臨時情報の種別により、県と同様に、状況に応じた災害対応を行う必要があります。

(3) 住民等の対応

気象庁から臨時情報(調査中)が発表された場合で、被災地から離れており、 後発地震に備える必要がある県内では、評価の結果発表される情報に応じ、最初 の地震から1週間から2週間、臨時情報の種別に応じて、住民等は次のような対 応が必要です。(国や県からも住民や企業等に対して、適切な防災対応をとるよう 呼びかけます。(県からの呼びかけ内容は「別紙1」を参照)

①巨大地震注意(ゆっくりすべり)の場合

日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応を行います。 (すべりが収まったと評価されるまで)

②巨大地震注意 (M7以上M8未満の地震)

1週間、①の対応に加えて、必要に応じて自主的に避難をします。

③巨大地震警戒 (M8以上の地震)

1週間、地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難します。また、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難するほか、地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民は事前避難を行います。

また、1週間経過後2週間までは、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応を行います。

4 臨時情報(巨大地震警戒)の発表に備えて事前に必要となる各主体の対応について 臨時情報が発表されると、その種別に応じて、国は住民に対して、一定期間、後発 地震に関する備えなどを呼びかけます。そのうち、特に臨時情報(巨大地震警戒)が 発表された場合には、国は県や市町等に対して、最初の地震から1週間、後発地震に 対して警戒する措置をとるべき旨を指示します。

後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として市町があらかじめ定めた地域(以下「事前避難対象地域^{※1}」という。) 内における「住民事前避難対象地域^{※2}」や「高齢者等事前避難対象地域^{※3}」では、住民や高齢者が最初の地震発生から1週間、後発地震に備えて避難(事前避難)を継続すべきとして市町が具体的な計画を明示することとされており、以下に事前避難を実現するために各主体にとって必要と考えられる防災対応を記載します。

(1) 市町の対応

市町は、事前避難が必要な地域における住民の避難等に備えて、あらかじめ以下の対策等を講じておく必要があると考えます。

- ①避難対象者及び事前避難対象地域の設定
- ②避難所の受け入れ人数の把握
- ③避難所候補リストの作成、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応
- ④避難所への移動方法の検討、避難経路の検討
- ⑤避難所の運営体制や運営する際の役割の検討
- ⑥地域内の医療・保健・福祉・教育・交通(道路)等の防災対応の確認等
- ⑦滞留旅客や帰宅困難者への対応策等
- ⑧上記内容について、南海トラフ地震防災対策推進計画や地域防災計画へ反映
- (注)事前避難対象地域のない市町においても、後発の地震に備え、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取る必要があり、状況に合わせて対策を講じ、南海トラフ地震防災対策推進計画や地域防災計画に反映する必要があります。

(2)企業等の対応

住民等の事前避難が必要となる地域内の企業等では、臨時情報(巨大地震警戒)の発表に備えて、個々の状況に応じて、あらかじめ以下の対策の検討が必要と考えます。

- ①事業継続・中止の判断
 - ・地域内での事業継続・中止の判断基準の策定等
 - ・関係企業間での流通経路変更等の確認
- ※多くの人が利用するスーパー、旅館、交通機関等については事業継続・中止 の判断に加え、利用者の避難体制の確立
- ②従業員の安全確保
 - ・後発地震に備え、1週間の従業員の安全確保策、連絡体制の再確認
- ③施設及び設備等の点検
 - ・後発地震に備え、機械等の転倒防止などの安全対策、点検等
- ④個々の状況に応じて実施すべき措置
 - ・避難ビルとしての使用や避難先への必要な物資の提供等の地域貢献活動
- ⑤企業等の防災に関する計画等への反映

(3) 病院・福祉施設、学校、幼稚園等の対応

住民等の事前避難が必要となる地域内の病院や福祉施設等では、個々の状況に応じて、上記(2)の企業等の対応に加え、患者等の安全のため、病院等外での生活が可能な入院患者等の引き渡しや、入院患者の転院等の準備について検討が必要と考えられます。また、同地域内の学校等では、個々の状況に応じ、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業等の適切な対応の検討が必要と考えられます。また、各施設における防災計画への反映なども必要と考えます。

5 今後の県の対応について

(1) 市町への支援

県内全市町を対象とした「防災施策に関する研究会」を開催し、市町における課題の可視化やニーズの共有化を図りながら、市町における計画策定等の支援を進めています。

事前避難対象地域以外においても、地震の発生に備えて、土砂災害に対する自主避難、関係機関との連携などが必要となるため、研究会等で対策を検討します。

市町からは、「要配慮者を受け入れるだけの避難所が確保できない」との声もあがっており、県としても市町域を越えた広域調整など、積極的な支援を行っていきます。

既に運用が始まっている南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に備え、市 町の情報連絡・伝達体制の構築、時間差発生等における円滑な避難の確保等につ いて整理し、今年度内に各市町の地域防災計画等に反映できるよう取り組みます。

(2) 県地域防災計画等の修正

関係機関との地震対策や避難対策等の再確認、後発地震に備えた新たな対策の 立案(事前避難対象地域内の県立施設(港湾、道路等を含む)等の防災対応、住 民への呼びかけ等)を実施するとともに、市町の取組等をふまえ、臨時情報が出された際に速やかに対応できるよう、本県の地域防災計画等の修正、それにあわせた訓練の実施等の防災対応に取り組みます。

(3) 住民等への周知・啓発

臨時情報に関する概要を「広報みえ」7月号に、「南海トラフ地震に関する重要なお知らせ」として掲載したほか、ホームページ等での情報提供に努めています。

また、市町と連携して、事前避難対象地域や避難所等が定まった段階で、県広報誌やホームページ等でさらに詳細な情報提供を行っていきます。

そのほか、県関係機関を通じて、住民に対して、臨時情報を広く周知するとと もに、防災対応の必要性について啓発していきます。

さらに、今年開催の昭和東南海地震 75 年の関連イベント等の機会をとらえて、 関係機関と連携して普及啓発に努めていきます。

各市町に対しても、広報誌等での住民への普及啓発をはじめ、住民参画のワークショップの開催や訓練を通じた備蓄の促進や避難の重要性についての周知を引き続きお願いします。

6 今後のスケジュールについて(予定)

- 11月 防災・減災対策検討会議(有識者会議): 臨時情報への対応等を議論 防災対策会議幹事会・防災対策会議: 臨時情報等への対応等を検討
- 12月 県議会防災県土企業常任委員会:臨時情報への対応等の説明 市町研究会(防災施策に関する研究会):地域防災計画修正等を議論
- 1月 防災・減災対策検討会議(有識者会議): 市町の対応状況等を議論 防災対策会議幹事会・防災対策会議で県地域防災計画修正等を検討
- 3月 県議会防災県土企業常任委員会:市町の対応状況等を説明 防災会議:県地域防災計画の修正等を協議 市町の地域防災計画の修正(予定)

※1 事前避難対象地域

地震発生後では津波からの避難が間に合わないおそれがあるため、臨時情報(巨大地震警戒)の発表後、国からの呼びかけを受けて、避難勧告等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。

概ね住民事前避難対象地域*2と高齢者等事前避難対象地域*3を合わせた地域。

※2 住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、市町村が避難勧告等を発令し、全ての住民が1週間 を基本とした避難行動をとるべき地域。

※3 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、市町村が避難準備・高齢者等避難開始を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。

三重県から住民や企業等への呼びかけについて(案)

1 住民への防災対応

「臨時情報(巨大地震警戒)」または「臨時情報(巨大地震注意)」が発表され、その際、最初の地震が被災地から離れており、県内で後発地震に備える必要がある場合には、県から住民に対して取るべき防災対応などについて呼びかけ、防災行動を促します。

- (1) 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間*1地震発生に注意した行動をとること。また、できるだけ安全な防災行動をとること。
 - 例)避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の確認、家具固定の確認、非常持 出品(備蓄物資の確保)の確認、高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な 場所で生活、危険なところにできるだけ近づかない など
- (2) 臨時情報(巨大地震警戒)の発表の際は、(1)に加え次の防災対応をとること。 ①土砂災害に対する防災対応
 - ・個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。

(2)住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

・耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難も含めて検討する。また、 火災の発生の恐れのある器具の使用を控えることなどで火災の発生を防止する。

※1 「一定期間」の目途

- ・半割れケースの場合: 臨時情報(巨大地震警戒)発表から2週間
- ・一部割れケースの場合:臨時情報(巨大地震注意)発表から1週間
- ・ゆっくりすべりケースの場合:臨時情報(巨大地震注意)発表からすべりが収まった と評価されるまで

2 企業等への防災対応

臨時情報(巨大地震警戒)または臨時情報(巨大地震注意)が発表され、その際、 最初の地震が被災地から離れており、県内で後発地震に備える必要がある場合には、 県から企業等に対して、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げ ることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施するよう呼びかけます。 なお、住民等は後発地震の発生に注意しながら通常の生活を送っていることが想 定されることから、社会状況を踏まえて、できる限り事業を継続することが望まし いと考えます。

(1) 日頃からの地震への備えの再確認を行うこと。

例) 安否確認手段や機器固定·落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物 資の集積場所等の確認、発災時の従業員の役割分担の確認、地震情報等の伝達経路の 確認 など

- (2) 個々の状況に応じた適切な防災対応をとること。
 - 例)ライフライン確保に向けた対応(燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化等を含む)、サプライチェーンにおける代替体制の事前準備、製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し、ヘルメットの携行の徹底、定期的なデータバックアップ など
- (3) そのほか、臨時情報(巨大地震警戒)発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、 人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続す るか検討すること。企業のBCP(事業継続計画)の作成や再確認を行うこと。
- 3 事前避難対象地域内の住民等への呼びかけ

臨時情報(巨大地震警戒)が発表された際には、事前避難対象地域内にあり、避難を必要とする住民等に対して、県から、<u>市町があらかじめ定めた避難計画等</u>*2に基づき、親せき・知人宅や避難所などへ一週間の避難を行うよう呼びかけます。

また、海岸沿いで、30 cmの津波浸水が想定される地区内にお住まいで、移動等が 困難な要配慮者についても、浸水想定区域外の避難所等への事前避難を呼びかけま す。

同地域内の企業等に対しては、県から、あらかじめ各企業等が個々の事情に応じて定めた計画に基づき、事業中止や従業員の安全確保、機器の安全対策の確認、利用者の避難体制の確立、地域貢献活動の推進などについて呼びかけます。

そのほか、福祉・医療、教育等関係機関等に対しても、利用者等の安全確保を最 優先として、1週間の休業・休校等を含めた防災対応が図られるよう呼びかけます。

※2 各市町で臨時情報に基づく避難計画等を定めた時点以降の記述であり、それまでは、 県と関係する市町と連携して、最善の対応を検討し、避難を必要とする住民に対して、 呼びかけることとしたいと考えます。

三重県における南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された際の対応事項【イメージ】

別紙2

【被害想定】

- 1 南海トラフ想定震源域の西側でM8以上の地震が発生。(三重県内では最大震度3で被害が発生していない。津波注意報、その後津波警報が発表) 2 気象庁は「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」を発表。 3 県では「南海トラフ地震準備体制」を取り、市町や関係機関への連絡、初動対応、県民への呼びかけを進めるほか、被災地域への応援準備等を実施。 4 県では後発地震に備えて、市町や関係機関と連携して、防災対応を進めている。

時系列	シナリオ(政府・気象庁)	県災害対策本部 行動項目	市町の災害対 一般地域	策本部 行動項目 事前避難対象地域	住民の避難行動等	企業等の行動等	福祉・医療・教育・交通 機関等の行動等
最初の地震発生	緊急地震速報発表		The second secon		・身を守る行動	・身を守る行動	・身を守る行動
[2~3分後]	南海トラフ西側では大津波警報発表(県内では津波注意報、その後津波警報発表)	津波管報で防災対策部至員参集	避難勧告または避難指示(緊	緊急)等の発令(沿岸地域)	・安全確認・海岸沿いは安全なところに避	・安全確認 ・海岸沿いは安全なと	安全確認海岸沿いは安全なとこ
[30分後] [1~2時間後]	南海トラフ地震臨時情報(調査中)の発表	 ・県南海トラフ地震準備体制 (警報発表時の災害対策本部設置と同規模(警戒体制)、防災対策総務課、災害対策課自動参集) ・市町等関係機関、県議会への連絡 ・初動対応 ・各部局の体制確認 	・関係機関との連絡調整 ・初動対応 ・体制確認		難		ろへ避難
	評価検討会議開催	・被災地の情報収集 ・県民への情報提供(臨時情報、交通・ライフライン・生活関連情報 等)					
	気象庁記者会見 (南海トラフ地震関連解説情報)	・県内関係機関(気象台等)からの情報収集 ・国、全国知事会等からの情報収集	・県内関係機関(気象台等) ・県等からの情報収集	からの情報収集			
【2時間後(最短)】	南海トラフ地震臨時情報(巨 大地震警戒)の発表	・県民への情報提供(臨時情報、交通・ライフライン・生活関連情報等)					
	国から県・市町への指示及び 国民に対する呼びかけ(日頃 の備えの再確認、津波危険性 の高い地域では1週間避難を 継続する旨など)		・市町としての対応決定 ・住民への呼びかけ ・避難所の開設、運営(自主 避難)	・市町としての対応決定 ・住民への呼びかけ ・避難所の開設、運営		続・中止の判断)・従業	対象地域内では事業継 員、利用者の安全確保 通機能などの供給確認、
						- 利用者の安全確保、 への情報提供(交通機 継続等)	サービス提供者は利用者 関の運行、旅館業務の
		・市町に対する事前避難等の支援(対応が不足している場合) ・各施設の点検(庁舎等公共施設やインフラ施設の点検等(非常用電源、水、食料備蓄、コンピュータシステム等)) ・治山、砂防施設等の緊急点検、農業ダム、ため池の被害情報収集 ・津波避難の危険がある県道の通行抑制、港湾等の利用規制 ・事前避難対象地域内における各種サービスの確認(交通、医療、福祉、教育等)他県等へのリエゾン派遣等 ・被災県等への応援実施 ・関係機関との連携強化 ・災害救助法等に基づく必要な支援		・津波注意報切り替え後も避難 勧告等継続 ・各施設の点検 ・津波避難の危険がある市町道 の通行抑制、港等の利用規制 ・住民の避難状況の確認 ・各種サービスの確認(交通、医 療・福祉・教育等) ・滞留旅客、帰宅困難者等への 対応	宅へ避難 ・滞留旅客や帰宅困難者は市	は利用者の避難等 ・避難先への物資提	・事前避難対象地域では入居者の転所等
1週間後	気象庁記者会見 (南海トラフ地震関連解説情 報)	・県民への情報提供(臨時情報、交通・ライフライン・生活関連情報等)		·	事前避難の終了		
	国から国民に対する呼びかけ (事前避難は解除、日頃から の備えを再確認するなど1週 間程度地震に備えるなど)	・緊急部長会議/災害対策本部員会議開催・県民への呼びかけ・被災県等への応援継続	・市町としての対応決定 ・住民への呼びかけ ・避難所の運営(自主避難)	・市町としての対応決定 ・避難勧告解除、避難所の閉鎖 ・住民への呼びかけ ・避難所の運営(自主避難)	自主避難者の中には継続する 方あり。	・事前避難対象地域で 再開、入所者等の再プ	休業していた場合の事業 、所対応
2週間後	気象庁記者会見 (南海トラフ地震関連解説情報)	・県民への情報提供(臨時情報、交通・ライフライン・生活関連情報等)					
	国から国民に対する呼びかけ (地震発生に注意しながら、通 常の生活を送る旨など)	・緊急部長会議/災害対策本部員会議開催・県民への呼びかけ・準備体制解除	・市町としての対応決定 ・住民への呼びかけ ・警戒体制解除	-	自主避難者も安全な場所で生活		
	· I	<u> </u>	<u></u>		<u> </u>	1	

注)現時点でのイメージ案です。県の行動項目については、今後詳細部分を検討し、地域防災計画等へ反映していきます。 市町や住民、企業、福祉・医療・教育・交通機関等については、国のガイドライン等を参考にして作成したものであり、あくまで一つの例として記載しています。

「南海トラフ地震臨時情報」発表時における事前避難等について(案)

1 基本的な考え方

県では、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された際に、被害を軽減するために、事前避難が必要となる地域の住民に対して、適切な防災対応を働きかけることとしています。また、事前避難を必要とする方に対して、避難を呼びかけることとしています。

このような中、現時点での事前避難対象地域の設定の考え方、事前避難を呼びかける対象は次の通りと考えています。

(注)

今回のように、災害発生に備えて1週間以上の「事前避難」を実施するのは、新 しい取組であり、住民等を含めた適切な啓発が必要です。

台風接近前に短期間の事前避難を実施しているケースはあるので、県としても、 今回の事前避難に関する必要性、重要性等を説明し、住民間に浸透していくよう、 関係機関で取り組んでいきたいと考えています。

(1) 事前避難対象地域 (住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域) の設定について

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づく「事前避難対象地域(住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域)」については、後発地震が発生してからでの避難では、津波の到達までに避難が間に合わない恐れがある地域を市町が定めることとなっており、国のガイドラインを参照しつつ、次の考え方を基本に設定することが考えられます。

- ①30 cm以上の浸水が地震発生から 30 分以内に生じる地域のうち、津波到達 までに津波避難タワー等へ避難できる地域を除いた地域。
- ②30 cm以上の浸水想定区域のうち、後発地震発生後、津波到達までに津波避 難タワー等へ避難できる地域や浸水想定区域外に避難できる地域を除いた 地域。
 - (注)上記①②のいずれの地域においても、健常者と要配慮者等とでは逃げるスピードも異なり、また、要配慮者のうち、介護を必要とする場合とそうでない場合などで避難の対応も異なる(例えば、介護している家族全員で一緒に避難をする等)ことから、それぞれの実情を踏まえた地域設定が必要です。

なお、事前に避難すれば、安全性を大きく高めることができるわけであり、 避難しておくことが望ましい範囲はどこかという観点で検討したうえで、学 校区や自治会単位で設定することが望ましいと考えます。

(2) 事前避難の呼びかけについて

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、後発地震の発生に備え、県では事前避難が必要な県民等に対して、避難を呼びかけることとしています。具体的な対象者等は下記のとおりです。

①事前避難対象地域にお住いの県民等

上記(1)の「事前避難対象地域」を参照

②30 cm以上の浸水想定区域内にお住まいで移動等が困難な要配慮者等※1

津波避難タワーや避難場所での一時的な避難に関しては、移動等が困難な要配慮者等の場合、タワー等へいったん避難したうえで、地震到来後に浸水想定区域外の親せき、知人宅または(福祉)避難所等へ移動するよりは、最初から親せき、知人宅または(福祉)避難所へ避難するほうが、安全性を大きく高めることができると考えます。このため、30 cm以上の浸水想定区域内にお住まいの移動等が困難な要配慮者等については、一時的な避難ではなく、事前に親せき・知人宅や(福祉)避難所等へ避難するよう呼びかける必要があると考えます。

(注)上記(1)の「事前避難対象地域」にお住まいの方を除く。

 $(\times 1)$

移動等が困難な要配慮者等とは、重篤な病気や障がい等をお持ちで、ご自宅で介 護を受けられている方などをさします。

地域の「共助」により、移動を助け合える場合などは、対象外となります。

③耐震性の不足する住宅にお住まいの方

耐震性の不足する住宅は、揺れで建物が倒壊する危険性が高く、健常者であっても、避難が難しいことから、被害を軽減するために事前に避難するよう呼びかける必要があると考えます。

④地震で突発的に斜面崩壊が発生した際に、著しい被害が発生する恐れのある る範囲等にお住まいの方

地震時に発生する土砂災害については、国のガイドラインでは、現在の技術では人的被害の発生リスクが高い地域を絞り込むことが困難であるとしているところですが、地震に伴う土砂災害の不安がある県民は、あらかじめ安全なところへ避難することが望ましいと考えます。

2 避難所・福祉避難所の確保等について

避難先については、安全が確保された親せきや知人宅等を基本としつつ、 それ以外の方のために各自治体内の避難所、福祉避難所を設定し、確保する 必要があります。また、滞留旅客や、避難を呼びかけることとした対象者以外 の方も避難することが推定されます。

そのほか、自治体内での対応が困難な市町においては、市町域を越えた広域避難の検討も必要となります。

なお、事前避難が必要な状況は、当該地域で災害が発生していないことが 前提となりますので、自動車等での避難が想定されます。このため、駐車場の 確保、交通整理などへの対応であるとともに、事前避難対象地域では、公共交 通機関が運休になることも想定されるため、バス等の手配など、移動の支援 の検討が必要と考えます。

あわせて、避難の呼びかけが1週間となっているものの、避難者の中には その後も避難を継続したいという要望があることも想定して、避難所の閉鎖 等についての考え方もあらかじめ整理しておく必要があると考えます。

3 その他

上記で示した対象者等は、少なくとも事前の避難を検討すべきと考える方々であり、それ以外の方は避難をしなくてもよいということではありません。 個々の状況に応じて、身の安全を守るための防災対応の検討を促していくことが必要と考えています。

7 伊勢湾台風 60 年防災訓練について

昭和34年の伊勢湾台風から60年が経過し、甚大な被害を経験した住民が少なくなりつつあることから、台風災害が想定される状況でも避難行動を取らない住民が増加しており、貴重な経験の風化が懸念されています。

また近年、地球規模での気候変動に伴う異常気象や大型台風が発生し、世界各地で大きな被害が発生していることから、「スーパー伊勢湾台風」の襲来が懸念されているところであり、こうした台風が当県に襲来した場合、三重県北部地域のいわゆる海抜ゼロメートル地帯では、高潮や木曽三川上流部での記録的な降雨による河川の氾濫等により、甚大な被害が発生する恐れがあります。

伊勢湾台風で多くの人命が失われたこの地域で、過去の教訓を風化させず、二度 と同様の被害が発生しないよう、行政や防災関係機関、地域住民が一体となり、「桑 員地域防災対策会議」(三重県および桑員2市2町)が現在検討している「桑員地域 広域避難タイムライン(仮称)」の作成に資すること、および地域住民の防災意識向 上を図ることを目的として本訓練を実施しました。

1 訓練日時・場所・想定

- (1)日 時 令和元年9月1日(日)8時30分~12時00分
- (2)場所 〈メイン会場〉 木曽岬町役場〈サテライト会場〉 いなべ市役所ほか。
- (3) 想 定 スーパー伊勢湾台風が三重県に接近しつつあり、海抜ゼロメート ル地帯では広範囲に高潮及び洪水が発生する可能性が高いことか ら、木曽岬町は広域避難の実施を決定し、広域避難を行う。
- (4) 主 催 三重県、桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町

2 参加規模

- (1)参加機関 防災関係機関、協定締結団体等 計21機関・団体
- (2) 参加人数 住民参加 約 750 人、訓練参加機関 約 250 人、計 約 1,000 人

3 訓練内容及び成果

(1) 広域避難訓練(木曽岬町→いなべ市)

木曽岬町災害対策本部にて広域避難に係る連絡調整、いなべ市への受入れ 職員の先行派遣、避難行動要支援者によるバス移動等を実施しました。

今回の訓練において、「桑員地域広域避難タイムライン(仮称)」の作成に 資する様々な試行を実施できましたが、一方、町災害対策本部からバス運行 者への道路情報の提供、広域避難バスに乗る際の班分けなどに課題が見受け られたため、今後、桑員地域防災対策会議の中で検証を行っていきます。

(2) 防災意識啓発

ア 広域避難講演(木曽岬町)

平成30年7月豪雨の際、岡山県倉敷市真備町で被災された山陽新聞社の古 川氏による講演に、木曽岬中学校の全生徒を含む地域住民(約430名)が参 加し、被災状況の写真を示しながら当時の反省点を振り返る講話、三重大学の川口准教授との対話による更なる考察により、海抜ゼロメートル地帯における早期避難の重要性を再認識していただきました。

イ 生活再建講座(いなべ市)

弁護士を講師に迎え、被災者が以後の復旧・復興に必要となる法的知識等を広く取得し、住民からの相談に応じることができる行政や社会福祉協議会の職員等を育成する講座を開催しました。生活再建には多くの専門的知識を持った方々と連携することが重要であることを認識して頂きました。

ウ 啓発・展示(木曽岬町)

一般来場者に対し、スーパー伊勢湾台風を始めとする様々な風水害に関する啓発、在留外国人が多い木曽岬町の特性に応じた対応、防災関係機関の救助資機材や排水ポンプ車の展示を、スタンプラリー形式で実施しました。

なお、一部の展示が若干離れた場所にあるなど、参加者が戸惑う場面があったことから、今後は丁寧な案内に努める必要があります。

(3) 救出救助訓練(木曽岬町)

台風通過後を想定し、ヘリコプターやドローンによる情報収集活動や垂直 避難者の救出救助を実施しました。特に、不明者捜索や施設被災状況の把握 について、ドローンと船舶が連携して実施しました。役場から飛行させたドローンの行動範囲内に木曽岬町の大部分が収まることから、有効な情報収集 手段であることを確認しました。

(4) 市町主催訓練

ア 木曽岬町

木曽岬町役場では、本訓練に先立ち職員参集訓練を実施するとともに、訓練後半では、自主防災会(約250名)が参加する避難所運営訓練を実施しました。広域避難先では、避難した住民が主体的に避難所運営を行っていく必要があることから、適切に支援していきます。

イ 桑名市

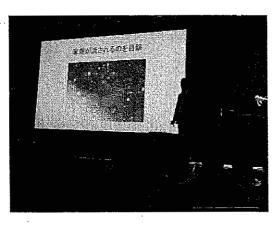
桑名市内の自治会において、住民自らが防災行政無線の放送機能を利用し、 避難を呼びかける訓練を実施しました。

ウ 東員町

東員町笹尾東地区で開催された町総合防災訓練において、参加者(約 120 名)自らがマニュアルに基く避難所運営訓練を実施しました。



いなべ市の一時滞在施設に到着した 広域避難バス



真備町と木曽岬町の類似点も踏まえた 広域避難講演



みえ防災・減災センターによる伊勢湾 台風アーカイブと啓発用紙芝居



中学生に外国人向けの「やさしい日本語」 を説明する三重県国際交流財団



中部地方整備局木曽川下流河川事務所による排水作業展示



垂直避難者を想定した海上保安庁へリ コプターによる救出救助訓練

8 伊勢湾台風 60 年関連事業について

本年度は、本県に甚大な被害を及ぼした伊勢湾台風の襲来から 60 年の節目の年にあたります。この伊勢湾台風の教訓を風化させることなく次世代へ継承し、県民の防災意識の醸成を図るとともに、防災・減災の重要性や災害への備えの大切さなどを全国に発信することを目的として、「みえ防災・減災センター」や自治体災害対策全国会議実行委員会(委員長:井戸敏三兵庫県知事)などと連携し、全国会議や追悼式典、研修会、防災・減災啓発イベントを開催しました。

1 自治体災害対策全国会議

大規模風水害などから命を守るための迅速、的確な避難の徹底や早期の復旧・復興に向けた事業継続方策など、過去の災害の経験や教訓に学ぶとともに今後のあるべき取組方策について考えることを目的として、9月19日、20日の2日間にわたり、伊勢湾台風60年シンポジウムを兼ねた第9回自治体災害対策全国会議を開催しました。

- (1) 開催日 令和元年9月19日(木)~20日(金)
- (2)場所 プラトンホテル四日市
- (3) 来場者総数 385 人 (内訳) 19 日 205 人 20 日 180 人
- (4) 事業概要(敬称略)
 - 【1日目 9月19日】
- ① 伊勢湾台風 60 年記念対談

(三重県知事 鈴木 英敬、人と防災未来センター センター長 河田 惠昭) 伊勢湾台風及び近年の風水害の教訓を踏まえた三重県の取組について知事から報告を行った後、知事と人と防災未来センター河田センター長との対談が行われました。対談では過去の災害の教訓を踏まえ、今後の防災・減災対策の方向性について意見が交わされ、「防災の日常化」の視点を取り入れた取組の提案、防災人材の育成、そして復旧・復興を迅速に行うための取組が重要であるとの意見が出されました。

② 基調講演(京都大学防災研究所 教授 平石 哲也)

「大規模風水害に学び備える」と題して基調講演が行われました。講演では 過去の災害履歴や現在の地形を理解することの重要性やソフト対策とハード 対策の組合せによる防災・減災対策の必要性について説明されました。

③ 基調報告(広島県熊野町 町長 三村 裕史)

「平成30年7月豪雨への対応と教訓」と題して基調報告が行われました。町長からは避難勧告発令のタイミングや、避難所運営での課題など、現場ならではの災害対応の反省点と今後の対策の方向性について報告されました。

④ 中間総括(兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 科長・教授 室崎 益輝) 室崎教授から中間総括が行われ、全国の優れた取組を全国に拡げていくこと が重要であり、近年の社会の災害対応力の低下への対策が必要であること、避難行動を促進するための方策として「情報」「意識」「教育」の向上のほか、避難所の環境整備が必要といった点について総括されました。

【2日目 9月20日】

① 特別報告(国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 課長補佐 相澤 竜哉) 「大規模風水害への対策について」と題して、国土交通省の取組について報告 されました。報告の中で、事前のハード対策が発災後の被害額を抑制していること、避難する際に参考とする情報として、行政等が発信する情報は、多くある情報の中の一部であり、いかに受け取ってもらえるかが大切、また9月に伊勢市において実験した高齢者の避難支援としてSNS・AIを活用した取組等について紹介がありました。

② パネルディスカッション第1部「大規模風水害等における避難対策」

座長 三重大学大学院工学研究科 准教授 川口 淳 パネリスト 和歌山県那智勝浦町 総務課防災対策室長 寺本 斉弘 三重県四日市市 市長 森 智広

茨城県 防災・危機管理部防災・危機管理課副参事 大畠 寿哉 紀伊半島大水害で被害のあった地区の「災害・避難カード」の取組(那智勝 浦町寺本室長)や、ワークショップを通じて、住民参加でハザードマップを作 成している取組(四日市市森市長)、関東・東北豪雨を受けた行政区域を越え る広域避難の取組(茨城県大畠副参事)の報告がありました。

その後、座長の三重大学川口准教授とパネリストとの意見交換が行われ、避難が必要となる地域を知ること、危機の情報を共有すること、継続した取組が必要、といった意見が出されました。

③ パネルディスカッション第2部「大規模風水害等からの社会経済機能の確保」 「座長 名古屋工業大学大学院工学研究科 教授 渡辺 研司 パネリスト 大阪府 河川整備課長 美馬 一浩

香川大学地域強靱化研究センター 特命准教授 磯打 千雅子 みえ企業等防災ネットワーク 運営委員 川合 一明

「おおさかタイムライン防災プロジェクト」の取組(大阪府美馬課長)や、香川地域継続検討協議会による香川県版DCPの取組(香川大学磯打特命准教授)、三重県の企業等に対するBCP策定支援の取組(みえ企業等防災ネットワーク川合運営委員)についての報告がありました。

その後、座長の名古屋工業大学渡辺教授とパネリストとの意見交換が行われ、 社会経済機能の確保のためには、他機関が連携して取り組んでいくことが重要 である、といった意見が出されました。

④ 総括討議(ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 理事長 五百旗頭 真)

会議の最後に、五百旗頭理事長、室崎教授、川口准教授、渡辺教授による総括 討議が行われ、日常的な備えに取り組む「防災の日常化」、情報を活かす側の人 間の育成、財政上の措置を明確にした防災・減災対策の制度設計が重要である、 といった意見が出されました。



三重県知事と河田センター長との対談



三村熊野町長の講演

2 伊勢湾台風60年の集い・みえ

伊勢湾台風による犠牲者を哀悼するとともに伊勢湾台風で得た教訓を風化させることなく次世代に継承することを目的とした追悼式典や、伊勢湾台風の状況や教訓を次世代につなぐことを目的とした研修会、防災・減災対策の推進に向けた啓発イベントを開催しました。

- (1) 開催日 令和元年9月21日(土)
- (2)場 所 <追悼式典>都ホテル 四日市 <研修会>じばさん三重 <啓発イベント>四日市市民公園、四日市市立博物館、

ララスクエア四日市「わくわく・ふれあい広場」他

(3) 来場者総数 約1,520 入

(内訳) 追悼式典 約 200 人 研修会 約 120 人 啓発イベント 約 1,300 人

- (4) 事業概要
 - ①追悼式典
 - ◇式辞

三重県知事等4名の式辞、内閣府特命担当大臣(防災担当)のメッセージ を紹介

◇献花

三重県知事、三重県議会議長、遺族・被災者代表者等20名による献花

◇パネルディスカッション

三重県・三重大学 みえ防災・減災センター 水木千春助教による伊勢湾 台風に関するレクチャーに続き、「伊勢湾台風の教訓から学ぶべきこと」を テーマに被災者をパネラーに迎えたパネルディスカッションを行いました。

「コーディネーター みえ防災・減災センター 助教 水木 千春 パネリスト 四日市富洲原地区連合会自治会長 藤田 信男 あかりプロジェクト桑名語り部 伊藤 学

あかりプロジェクト桑名語り部 伊藤 学 桑名人権擁護委員協議会会長 大橋 光則

川越町社会福祉協議会会長 加藤 志保子

パネリストからは、伊勢湾台風で被災された経験とそこから得られた教訓や、その教訓を踏まえて次世代へ伝えていくべき提言をお話いただきました。主な意見等は次のとおりでした。

- ・伊勢湾台風よりすごいスーパー台風が来るといわれており、事前に情報 が入るので、必ず逃げてほしい。また遠方や高台への避難訓練を実施し て、意識を高めていくことが大切。
- ・空振りでもよいから、避難指示等が出たら、損とは思わず、避難行動を とってほしい。また、複数の避難場所や避難経路を決めておいてほしい。
- ・自分を守るために浮くことや泳げることが大切である。困ったのが水で あったので、事前に日頃から準備してほしい。
- ・早期の自主避難と近所の声掛けが大切であり、また万が一のために避難 生活に必要なものの準備が必要である。

◇合唱

暁高等学校合唱部による合唱 (曲名)「群青」、「花は咲く」



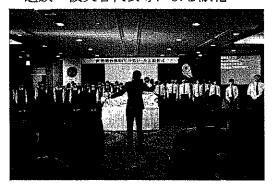
三重県知事の式辞



遺族・被災者代表等による献花



パネルディスカッション



暁高等学校合唱部による合唱

②災害から得た教訓を次世代につなぐ研修会

◇基調講演

津地方気象台 黒川台長による基調講演「伊勢湾台風 60 年、風水害への備えを考える」

◇防災活動・取組の発表

四日市市立内部中学校、県立四日市農芸高等学校、県教育委員会学校防災 ボランティア事業、四日市大学・四日市看護医療大学・四日市東日本大震 災支援の会が防災活動や取組を発表

◇パネルディスカッション

三重大学大学院工学研究科 川口准教授をコーディネーター、四日市大学 鬼頭副学長・総合政策学部教授をアドバイザーに、パネラーには各学校の 指導者や伊勢湾台風で被災された方や伊勢湾台風を語り継ぐ活動を行って いるNPOの代表を迎え、パネルディスカッションを行いました。

コーディネーター

三重大学大学院工学研究科

アドバイザー・パネリスト

四日市大学総合政策学部

パネリスト

四日市市立内部中学校教頭

県立四日市農芸高校教諭

県教育委員会事務局教育総務課班長

川越町亀崎地区副区長

あかりプロジェクト桑名代表

川口淳准教授

鬼頭浩文副学長

井上 勝史

金谷 達也

森田 潤

石河 雅文

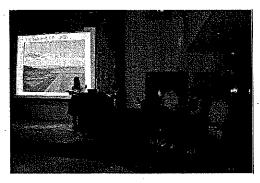
川瀬みち代

パネリストからは活動の狙いや苦労していること、活動を次世代に伝えていく重要性などについてお話いただきました。主な意見は次のとおりでした。

- ・中学生、高校生、大学生が伝えることによるインパクトは大きい。
- ・参加者が限られているため、活動を継続して広げていくことが重要。
- ・ 語り部が高齢化している。伊勢湾台風の記憶をきちんと伝えていくこと が次の災害を防ぐことになる。



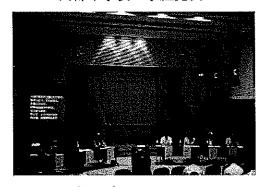
津地方気象台長による基調講演



内部中学校の取組発表



四日市農芸高等学校の取組発表



パネルディスカッション

③防災・減災啓発イベント

子育て世代と子どもたちを対象として、自衛隊や消防特殊車両等の展示や 企業や団体による活動紹介、パネル展示や楽しく学べる体験型防災劇、スタ ンプラリーなどを四日市市民公園、ララスクエア四日市、じばさん三重、四 日市市立博物館で行いました。

【四日市市市民公園】

ア 車両展示

自衛隊車両(自衛隊三重地方協力本部)、モバイルファーマシー(一般社団法人三重県薬剤師会)、消防特殊車両(四日市市消防本部)、電気自動車(日産自動車株式会社)

イ 活動紹介ブース

四日市東日本大震災支援の会、三重日産自動車株式会社・プリンス三重 販売株式会社・日産自動車株式会社、NTN株式会社、株式会社ナベル、 日本赤十字社三重県支部、東京海上日動火災保険株式会社

【ララスクエア四日市4階 わくわく・ふれあい広場】

- ア 日本気象協会による「AR(拡張現実)による豪雨・暴風疑似体験」
- イ 防災科学技術研究所「Dr.ナダレンジャー」の自然災害科学ショー 使ってみよう「防災チャットボット」
- ウ みえ防災コーディネーターによる楽しく学べる体験参加型防災劇

エ 三重とこわか国体・三重とこわか大会 PR

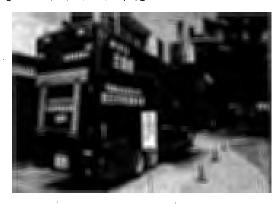
【じばさん三重6階 展示室】

- ア みえ防災・減災センターによる「みえ防災・減災アーカイブ」のPR
- イ 防災科学技術研究所によるパネル展示

【四日市市立博物館3階 ロビー】

ア 四日市市消防本部 防災教育センターによる伊勢湾台風パネル展示 協賛事業 館蔵品II「伊勢湾台風」も同時開催

【四日市市市民公園】



消防特殊車両の展示



企業・団体による活動報告

【ララスクエア四日市】



防災チャットボットの紹介



防災科学技術研究所 自然災害科学ショー

【じばさん三重】



パネル展



アーカイブを活用した防災紙芝居

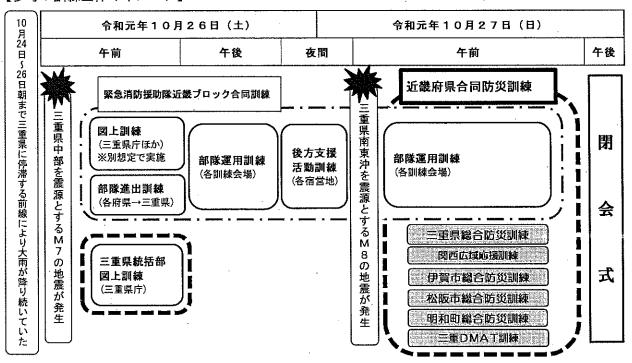
9 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練および近畿府県合同防災訓練の実施について

1 訓練の概要

(1)訓練の目的

三重県内に大規模な地震が発生したことによる広域的な災害を想定し、近年の全国各地で発生している災害や地域の特性に対応した大規模な総合防災訓練を実施します。この訓練は、後方支援活動訓練(夜営訓練)を含め、2日間に渡って実施する「緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練」と同訓練の2日目を包含し、三重県総合防災訓練、松阪市、伊賀市及び明和町による市町総合防災訓練や関西広域連合による広域応援訓練などにより構成される「近畿府県合同防災訓練」を併せて実施することにより、三重県及び被災市町における受援体制の確立及び消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の出動体制、各部隊の活動技術向上及び自衛隊、海上保安庁、警察等関係機関との連携活動の強化を図ることを目的として実施します。

【参考:訓練全体のイメージ】



(2)訓練実施日時

令和元年 10 月 26 日 (土) 9時 00 分から 令和元年 10 月 27 日 (日) 12 時 30 分まで

(3)訓練想定

- ア 10月24日未明から三重県に停滞する秋雨前線の影響により、26日の夜明けまで 断続的に降り続いた大雨により、地盤が緩んでいる。
- イ 10 月 26 日早朝に三重県中部を震源とするM7クラスの直下型地震が発生し、多 くの地域で多数の家屋倒壊、火災、ライフラインの寸断、土砂崩れや斜面崩落等が発 生している。
- ウ 10月27日早朝には、三重県南東沖(南海トラフ)を震源とするM8クラスの地震が発生し、県内では、前述の被害の更なる拡大に加え、沿岸部では津波による広域的かつ甚大な被害が発生している。

2 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練の概要

(1) 他府県参加部隊の規模

アー地上部隊 161 隊 616 名

イ 航空部隊 11隊 60名

(2) 三重県参加部隊の規模

ア 地上部隊 36隊 135名

イ 航空部隊 1隊 4名

(3)訓練会場

ア 図上訓練

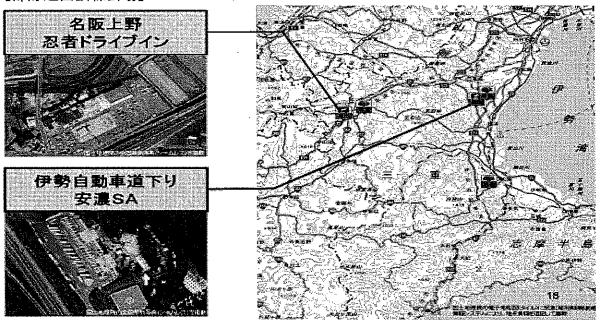
(ア) 消防応援活動調整本部設置運営訓練 三重県庁「講堂」

(イ) 指揮本部及び指揮支援本部設置運営訓練 松阪地区広域消防組合消防本部及び津市消防本部

イ 部隊進出訓練(進出拠点)

- (ア) 松阪市及び津市へ進出する部隊 安濃サービスエリア (下り)
- (イ) 伊賀市へ進出する部隊 名阪上野忍者ドライブイン

【部隊進出訓練会場】



ウ 部隊運用訓練

(ア) メイン会場

トライス株式会社松阪広陽工場2号地(松阪市広陽町)

(イ) サテライト会場

香良洲高台防災公園(津市香良洲町) 伊賀市消防本部(伊賀市緑ヶ丘東町) 津松阪港大口地区中央ふ頭(松阪市大口町)

【部隊運用訓練会場】

(メイン会場:トライス㈱松阪広陽工場2号地)



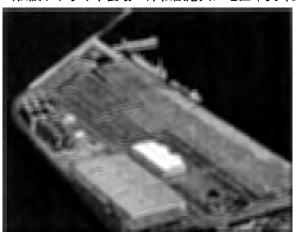
(津サテライト会場: 香良洲高台防災公園)



(伊賀サテライト会場:伊賀市消防本部)



(松阪サテライト会場:津松阪港大口地区中央埠頭)



工 後方支援活動訓練(夜営訓練)

中部台運動公園第1駐車場(松阪市立野町) 中勢グリーンパーク(津市あのつ台) しらさぎ運動公園(伊賀市下友生)

(4) 各訓練の特色

ア 図上訓練

昭和東南海地震から 75 年という節目の年であることから、国が定める「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づく「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」(以下「南海トラフAP」という。)を検証するため、部隊運用訓練から切り離し、10 月 26 日 8 時 30 分に

三重県南東沖を震源とするM8クラスの地震が発生したという想定の下、「消防応援 活動調整本部設置運営訓練」及び「指揮本部及び指揮支援本部設置運営訓練」を実 施します。

なお、今回の図上訓練では、南海トラフAPにおいて、統括指揮支援隊を本県に 派遣する候補消防局の1つである仙台市消防局からの派遣を受け、より実践的な訓 練を実施します。

イ 部隊進出訓練

(ア) 安濃サービスエリア

例年の訓練では、進出拠点における混乱等を避けるため、1つの被災地(訓練会場)に対して1つの進出拠点を設定しますが、実災害時を想定し、複数の被災地に進出する部隊を1か所の進出拠点で調整し、より実践的な訓練を実施します。

(イ) 名阪上野忍者ドライブイン

例年の訓練では、あらかじめ想定される主要道路を利用して、訓練会場に部隊 進出を行いますが、実災害時を想定し、進出ルート上の主要道路(名阪国道)が 土砂崩れ等により通行できないという想定を現地で付与することにより、各部隊 の判断で進出ルートを再設定のうえ、被災地(訓練会場)へ進出させるという、 より実践的な訓練を実施します。

ウ 部隊運用訓練

近年多発する大規模な土砂災害に対応するため、緊急消防援助隊に「土砂・風水害機動支援部隊」が新たに創設されました。これに伴い、平成30年度に徳島県に配備された「全地形対応車II型」を含む「土砂・風水害機動支援部隊」との連携訓練を実施します。

また、全国に12隊しか配備されていないドラゴンハイパー・コマンドユニット (エネルギー・産業基盤災害即応部隊)を地域ブロック訓練では初めて4隊集結させ、大規模危険物火災対応訓練を実施します。

工 後方支援活動訓練(夜営訓練)

例年の訓練では、宿営スペースを有効に活用するため、より多くの部隊を1か所の宿営地に集結させ、訓練会場内の各府県隊スペースの割振りを主催者側で設定していましたが、実災害時を想定して、各府県隊スペースの割振りについては、使用する部隊が協議して設営を行わせるという、より実践的な訓練を実施します。

また、それぞれの会場において、各府県における後方支援活動の取組に関する情報交換の場を設け、後方支援活動の充実強化に繋げていきます。

(5) その他(女性活躍の推進に向けた取組)

平成30年7月豪雨では、多くの都道府県大隊において、女性隊員の派遣及び活動に係る環境整備が課題となりました。その教訓を活かし、本訓練に派遣されている各府県隊の女性隊員と県内消防本部女性消防職員が、緊急消防援助隊への女性隊員派遣に関する意見交換を行う場を設け、今後の女性活躍の推進に繋げていきます。

(6) 主催

総務省消防庁、三重県、三重県消防長会

3 近畿府県合同防災訓練を構成する各訓練の概要

(1) 三重県統括部図上訓練(救出救助)

三重県庁講堂において、上記2(3)アと連携し、大規模災害時における救出・救助活動を主眼においた県災害対策本部運営図上訓練を実施します。

(2)三重県総合防災訓練

三重県広域防災拠点(伊賀拠点)を中心に関西広域連合と協働で支援物資搬送訓練 を実施します。

また、松阪市、伊賀市及び明和町と連携して、津波避難に係る情報伝達訓練や防災 ヘリによる救出訓練を実施するとともに、メイン会場(トライス株式会社松阪広陽工 場2号地)において、防災関係機関と連携して啓発・展示等を行います。

(3) 関西広域応援訓練

三重県広域防災拠点(伊賀拠点)、伊賀市物資拠点(しらさぎ運動公園)、伊賀市立 三訪小学校及び明和町立斎宮小学校の4会場において、関西広域連合からの支援物資 を、拠点において集約、仕分けを行い、被災地へ配送する一連の流れを検証する訓練 を実施します。

(4) 伊賀市総合防災訓練

伊賀市物資拠点(しらさぎ運動公園)及び伊賀市立三訪小学校において、地域住民による避難訓練や避難所運営訓練を実施するほか、支援物資の受入れ訓練を実施します。

(5) 松阪市総合防災訓練

松阪ショッピングセンター「マーム」及び松阪市沿岸部において、地域住民の津波 避難訓練及び防災へリによる救出訓練を実施します。

(6) 明和町総合防災訓練

明和町立斎宮小学校及び明和町沿岸部を含む各自治会において、地域住民による津 波避難訓練や避難所運営訓練を実施するほか、各自治会が企画した訓練を実施しま す。

(7)三重DMAT訓練

緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練と連携して、多数傷病者対応訓練等を実施します。

(8) 主催

三重県、松阪市、伊賀市、明和町、関西広域連合

(9)参加人員数

ア 防災関係機関

約 400 人

イ 地域住民

約350人

4 主な参加機関

- (1) 消防機関(近畿2府6県の緊急消防援助隊、仙台市消防局、名古屋市消防局、鳥取 県消防防災航空隊及び県内の各消防本部等)
- (2) 陸上自衛隊
- (3) 海上保安庁
- (4) 三重県警察本部
- (5) 日本赤十字社三重県支部
- (6) 三重DMAT

5 参考(緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練イメージ写真等)

【 図 上 訓 練 】





【 情報収集訓練 】



斜面崩落救助訓練(住宅)



【 斜面崩落救助訓練(車両) 】



【 がれき救助訓練 】



【 多数傷病者対応訓練 】



【 漂流者救助訓練 】



【 後方支援活動訓練





10 審議会等の審議状況について

(令和元年6月3日~令和元年9月17日)

1 三重県救急搬送・医療連携協議会

1	審議会等の名称	三重県救急搬送・医療連携協議会
2	開催年月日	令和元年8月2日
3	委員	会長 三重大学医学部附属病院院長 伊藤 正明副会長 三重県医師会理事 田中 孝幸 四日市市消防本部消防長 坂倉 啓史 委員 三重県医療審議会周産期医療部会部会長 池田 智明 外 20 名
4	諮 問 事 項	傷病者の搬送及び受入れの実施基準について
5	調查審議結果	119 番通報時緊急度判定プロトコル等について、 メディカルコントロール専門部会からの報告を了承
6	備考	